

立山町の平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成20年4月から一部施行されました。法律の施行に伴い、毎年度、前年度の決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率を、監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表しなければなりません。

なお、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の早期健全化を図る「財政健全化計画」を議会の議決を経て定めなければならず、財政再生基準以上の場合には、国等の関与による確実な再生を図る「財政再生計画」を議会の議決を経て定めなければなりません。

また、公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

1. 健全化判断比率

平成19年度決算に係る健全化判断比率につきましては、いずれの指標も基準を下回っています。

(単位：%)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.17	20.00
②連結実質赤字比率	—	19.17	40.00
③実質公債費比率	17.8	25.00	35.0
④将来負担比率	213.9	350.00	

※赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

2. 資金不足比率

平成19年度決算において資金不足を生じた公営企業はありません。

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

【用語の解説と算定式】

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準的な財政規模に対する比率を示す。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字の合算額の標準的な財政規模に対する比率を示す。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準的な財政規模に対する比率を示す。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &(\text{3か年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき額（地方債残高等）の標準的な財政規模に対する比率を示す。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る} \\ &\text{基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化したもの。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$